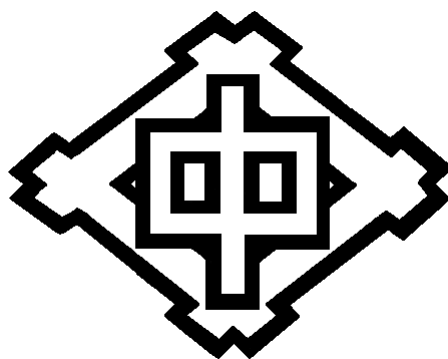


いけだ学園 池田市立池田中学校

学校いじめ防止基本方針

令和8年度版



いじめ防止対策委員会

令和8年4月1日

はじめに

いじめは、被害を受けた子どもの内面を傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめを行うことはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になり相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することにつながる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、全教職員が、生徒一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという視点で指導を徹底することが重要となる。

本校では「自他を大切にし、豊かな心と学び続ける意欲を身につけた、将来社会で自律的・主体的に生きていくことができる生徒の育成」を教育目標とし、

○自らを大切にするとともに、他者の気持ちや立場を尊重できる生徒の育成

○夢や志を抱き、自ら学び続ける意欲を持つ生徒の育成

○ともに学びともに育ち、高まりあえる豊かな人間関係を持った生徒集団の育成

を重点課題として取り組みを進めている。そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組み、有意義で充実した日々を送ることができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

第1章いじめ防止に向けて

1. いじめについて

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。このように法律上のいじめの定義には

- ①行為をした者（A）も、行為の対象となったもの（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素のみが含まれている。「いじめの芽」や「いじめの兆候」といったものはなく、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。

2. いじめ防止への基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学級・学校自体が、人権尊重の精神が徹底している環境であることが求められる。そのためには、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を、各教科・特別活動・総合的な学習の時間に、それぞれの特質に応じて、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者どうしの信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も大切である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持つ必要がある。

また未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などを検証したりして、どのような改善を行うか、どのような新たな取組を行うかを検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づいた取組を構築することが必要である。

3. いじめ防止のための措置(いじめを許さない学校・学級づくり)

(1)いじめについての共通理解をはかり、教職員及び生徒に対し、以下の①～⑧のいじめについての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や人権感覚、指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめをしない、いじめを許さないという態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える姿勢や、円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

- ①「発生してから対応する(事後処理)」「いじめを受けた者を守る」という対策ではなく、「いじめを行わせない」「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」という考え方が必要である。すべての生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に言い、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動だと全職員がとらえる必要がある。

- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を全ての生徒に持たせるために、いじめを
はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識を持たせる。
また、いじめを受けていることやいじめを見たことを大人に伝えることは正しい行為であるとい
う認識を、しっかり定着させる。
- ③学校教育活動全体を通して、信頼関係を築き、お互いを思いやり、尊重し、友情の尊さを学び、
生命や人権を大切にすることを育成する。奉仕活動、自然体験等の活動をはじめ、人間関係や自
尊感情を豊かにする教育活動を、学級経営・人権教育・道徳教育を通して行い、生きることの素
晴らしさや喜び等について、生徒が心から価値意識を感じられるよう指導の充実を図る。
- ④学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けて、どのよう
に行動すべきかを考え、実践につなげられるように指導する

第2章いじめの早期発見のための取り組み

1. 早期発見への基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりす
るなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いが、たとえ、些細な兆候であっ
ても、「いじめ」と認知し、早い段階から複数の教職員で積極的に対応する。

日頃からの生徒の見まもりや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないよう、
教職員が積極的に生徒の情報交換を行い共有する。

2. 早期発見のために取り組むこと

①教職員と生徒との日常の交流を通しての発見

授業中や休み時間、昼休み、放課後等も常に気を配り、言動や服装等に普段と異なる様子が見
られる場合には、教職員から積極的に声をかけ様子を伺う。

②複数の教職員の目による発見

ア. 多くの教職員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多
くする。(担任、学年教師、教科担当教師、部活動顧問等)

イ. 教職員がいない場所ほどいじめが起りやすいという認識のもと、休み時間、昼休み、放課
後の校内巡視を積極的に行い、常に教師の目が感じられる環境を作る。

③アンケートの実施と分析

ア. いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で学期に1度、年間3回行う。

イ. アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、個人面談等、有効な対応
につなげていく。内容によっては、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的な立場か
らの助言を得る。

④教育相談を通じた実態把握

- ア. 定期的な面談（生徒・保護者）を実施するとともに、生徒・保護者ともに相談がしやすい環境・体制を整えておく。
- イ. 面談方法や面接結果について、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

⑤学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあるので、担任の思い込みを避けるために、些細なことであっても教職員間の情報交換や各種調査による点検を行う。

⑥相談活動の充実

- ア. いじめの相談や訴えが「人権と生命を守ること」につながることを認識させるように、日頃から指導を行い、訴えやすい環境を作る。
- イ. 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。
 - ・担任・学年教師・養護教諭等、各々の生徒にとって「話しやすい教職員に話してほしい」ということを周知する。
 - ・意見箱や悩み相談箱(管理の徹底を約束する)の利用を進める。
 - ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。
 - ・学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- ウ. 生徒・家庭・地域が、関係機関(いじめ相談室、電話相談)にいじめを訴えるための方法や相談方法がわかるように、関係相談窓口資料を配布、掲示し周知する。
- エ. 匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示しながらも、早期に確実にいじめを解決するためには、名前等の情報を得る必要があることを伝え、相談内容については秘密を厳守して意向に添った対応を行うことを周知する。

3. 保護者や地域からの情報提供

- ①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組みを保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの早期発見及び情報提供に協力を求める。
 - ア. 保護者への協力依頼
 - イ. PTA との相互連携
 - ウ. P T A 活動や各種会議・委員会(民生児童委員・地区福祉委員・生活指導協力委員・学校協議会等)での協力依頼
- ②保護者が生徒の変化を読み取れるように、学校との連絡とともに「家庭における日常的な観察のポイント」「いじめを発見した際の学校への連絡方法等」を周知する。

4. ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、池田少年サポートセンターや所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、教科、領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第3章 いじめに対する措置

1. 事象発生時における基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

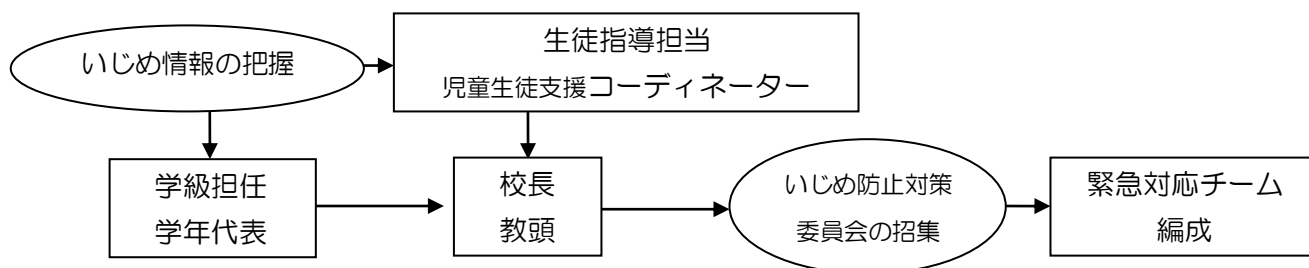
いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因や背景を把握し、指導に当たることも再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より加害者が自己変革する姿に、信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育的課題へと高めることが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応をすすめる。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から積極的に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、いじめとして認知し、真摯に対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

②教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表・生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーターに報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）に情報を伝え、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。



③被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問等で直接会って行う。

④事実確認の結果、いじめが認知された場合には、市教育委員会と連携し対応を図る。

⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底してまもり通すという観点から、関係諸機関や池田警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに池田警察署に通報し、適切に対応できるようにする。

3. いじめ防止対策委員会による対応

構成員〔校長が任命した以下のメンバーで、事態に応じて柔軟に対応する〕

校長、教頭、首席、生徒指導担当、児童生徒支援コーディネーター、特別支援コーディネーター
各学年代表、人権教育担当者、研究部長、養護教諭、担任、支援学級担任、学年生徒指導、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、通級指導教室担当、その他関係職員

※ 状況に応じ、緊急チームの編成をおこなう

※ 必要に応じ、事実確認のため調査班を編成（担任、学年教員、クラブ顧問等）する場合もある。

①正確な状況把握のため、緊急対応チームの編成する

- ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。

留意点 関係者が複数いる場合には、個々に聴取を行う。

複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

留意点 加害生徒に対しては、注意だけではなく、自省を促し、これからの行動を考えさせる。また、加害生徒がいじめを行った背景、心理状態を把握する。

仲直りを促す、すぐに謝ることで終わらせる指導をしない

②指導体制、方針決定と役割分担

- ・情報の整理を生徒指導担当中心に行い、いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の生徒の様子を明確にする。

留意点 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認する。

いじめの態様(レベル)によって外部連携を取ることを確認を行う。

- ・いじめ行為の内容により大阪府教育委員会の示す「5つのレベルに応じた問題行動チャート」に基づいた対応を検討する。

- レベル1 管理職に報告し、担任・学年が把握、注意・指導を行う
 - 担任・学年教員で対応し解決を図る…場合によってはSC/SSWとの連携
- レベル2 管理職・生徒指導担当を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行う
 - 担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導が担当に指導し、同じことがくり返されないよう保護者を交えて指導する
- レベル3 警察や関係機関と連携し、校内レベルで指導を行う
 - 管理職が警察、関係諸機関と連携し、指導計画を立て学校で指導し、保護者にも働きかけ家庭で指導する。
- レベル4 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察などと連携し校外で指導を行う
 - 教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき家庭・校外で指導を行う
- レベル5 学校・教育委員会から警察・関係諸機関など外部機関の対応に主体が移る
 - 教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り対応する

- ・対応する教職員の役割分担を考える。

○被害者・加害者からの聞き取り、周囲の生徒への指導、保護者連絡等
担任・学年教員(学年代表、学年生徒指導)・クラブ顧問・生徒指導担当など

- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

○関係諸機関への連絡・報告・連携等
管理職・生徒指導担当など（教育委員会に状況を随時伝え連携して対応を図る）

③事実の究明と支援及び指導の方針決定

いじめの状況、いじめのきっかけ等を聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、いじめを行った者に対して行う。徹底的な事実の究明を行い、適切な支援体制を作る。

4. 生徒への支援及び指導の方針決定

①いじめを受けている生徒への対応

- ・いかなる理由があっても、いじめられた子どもの味方となり、まもり通すことを約束する。
- ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ・学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないこと、今後の指導について伝える。
- ・いじめを行う生徒との今後の付き合い方などを具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見まもる（少なくとも沈静化してから3か月）ことを伝え、いつでも相談できるように学校や相談機関の連絡先を教えておく。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。
- ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

- ・いじめ問題が原因で、当該生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的にいき、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を求める。

②いじめを行った生徒への対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ・対応する教員は中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることを気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- ・いじめに至った自分の心情（不平不満、本人の満たされない気持ちなど）やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動について考えさせる。

③傍観したり周囲にいたりした生徒への対応

- ・いじめは、学級や学年等、集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・いじめを告げたことによって、いじめを受けるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
- ・同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深め、今後の行動について考えさせる。

5. いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ①事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ②いじめを受けた生徒を学校として徹底してまもり、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③対応経過を細やかに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ④いじめに対しての学校の調査・指導に協力をお願いする。
- ⑤今後の対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

6. いじめを行った生徒の保護者との連携

- ①聞き取り後、電話連絡か家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝える。
- ②いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ④誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

7. 教育委員会への報告及び関係機関との連携

①具体的な関係機関と連携を必要とする状況

深刻ないじめの解決にあたっては、速やかに教育委員会へ報告(相談)する。また、警察や池田少年サポートセンター・子ども家庭センターとの連携も図っていく。

②警察・池田少年サポートセンター・子ども家庭センターとの連携について

学校は地域の警察・池田少年サポートセンター・子ども家庭センターとの連携を図るため、日頃から、相互協力する体制を整えておく。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やサポートセンター等に相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

第4章いじめ防止対策委員会

1. 構成員：第3章の3を参照

2. 役割

ア いじめ防止基本方針の策定、見直し

イ いじめの未然防止に関する取り組みの策定

ウ いじめ事象への対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性のチェック

※ 定例のいじめ防止対策委員会は、週に1回開催する。

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

3. 年間計画案

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1年	2年	3年	全体・教職員
1学期	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・個人懇談 ・自然学舎に向けた取組 ・いじめアンケート ・授業生活アンケート ・二者懇談 ・三者懇談 ・人権学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・いじめアンケート ・授業生活アンケート ・二者懇談 ・三者懇談 ・人権学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・修学旅行に向けた取組 ・進路学習 ・いじめアンケート ・授業生活アンケート ・二者懇談 ・三者懇談 ・人権学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（週1回） ・生徒指導部会を開催（週1回） ・教職員研修 指針方針 指導計画 保護者向け啓発 ・「いじめ防止基本方針」のHP更新
2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭に向けた取組 ・文化祭に向けた取組 ・福祉学習に向けた取組 ・授業生活アンケート ・いじめアンケート ・二者懇談 ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭に向けた取組 ・文化祭に向けた取組 ・職場体験に向けた取組 ・授業生活アンケート ・いじめアンケート ・二者懇談 ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭に向けた取組 ・文化祭に向けた取組 ・進路学習 ・人権学習 ・授業生活アンケート ・いじめアンケート ・二者懇談 ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（週1回） ・生徒指導部会を開催（週1回） ・教職員研修 ・生徒会による啓発活動
3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・授業生活アンケート ・いじめアンケート ・二者懇談 ・次年度への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・授業生活アンケート ・いじめアンケート ・二者懇談 ・三者懇談 ・修学旅行への取組 ・次年度への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・命の授業 ・授業生活アンケート ・いじめアンケート ・卒業への取組 ・二者懇談 ・三者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の総括 ・いじめ防止対策委員会（週1回） ・生徒指導部会を開催（週1回）